

資産形成と税制

—二〇一九年度税制改正と今後の展望—

佐藤 主光

はじめに

御紹介にあずかりました一橋大学の佐藤です。本日はお招きいただきありがとうございます。

皆様の日頃の御関心は、資産形成を含め、金融資産に関する税制が今後どうなるのかということだと思えますので、今日はこの問題を取り上げさせていただきますことにしました。

資産への課税を巡っては、一見すると相矛盾する二つの議論があります。しかし、これらは決し

て矛盾しない、互いに親和性の高い議論です。

一つ目は、既にある資産をどう生かすかということ。特に、高齢者が持っている資産が有効に活用されていない場合、それをどうするかが課題になります。この点に関しては、税として徴収して再分配する、又は、貯蓄から投資への動きを喚起していくことが考えられます。既にある資産を生かすために、税制として何ができるかが検討課題になります。

二つ目は、若い人たちの資産形成をどう促すかということ。老後に関しては、高齢者も含

め、日本のほとんど全ての世代が大きな不安を抱えています。その背景には、日本の社会保障制度が高齢化の進展に追いついていないことがありま
す。こうした中で問われるのは、今の若い人たち
が、どうすれば自分たちの老後を支えられるかと
いうことです。率直に申しますと、二〇五〇年か
ら二〇六〇年、あるいはその先を見据えたとき、
公的年金だけで生活するようなことはとても考え
られません。所得代替率（働いている人の所得に
対する年金の給付水準）が低下していくことは避
けられません。このことを踏まえて、若い人たち
に貯蓄を促し、かつ、それを収益性の高い投資に
振り向けてもらえるよう、税制として何ができ
るかが検討課題になります。

一、消費税増税！

（二〇一九年一〇月の消費税増税）

こうした議論が起きている背景には、今年一〇
月一日から消費税の増税が控えていることも無関
係ではありません。

二〇一四年四月に消費税率を五%から八%に引
き上げたとき、引き上げ前後に、消費の駆け込み
需要と反動減が起きました。その結果、日本経
済がデフレに逆戻りしたと言われたことがありま
す。他方、あれはあれで仕方がなかったと言う人
もおり見解は分かれるのですが、事実として、消
費税率の引き上げ後、消費の反動減があったこと
は否定できません。

今回の消費税増税に当たっては、前回の反省を
踏まえ、消費の反動減を抑えるための対策が講じ

られることになっています。具体的には、キャッシュレスで決済が行われる場合のポイント還元、プレミアム商品券の配布などが実施される予定です。

(平成三二年度税制改正)

税制の分野では、平成三二年度税制改正において、大きく二つの見直しが行われました。

一つ目は、住宅ローン控除の拡充です。具体的には、住宅取得等に係る控除期間を、現行の一〇年から一三年に延長することとされました。また、延長される一一年目以降の三年間については、控除額の上限は、消費税率の引き上げ分の負担に着手して設定されることになっています。後でも申し上げますように、個人の資産形成において住宅と金融資産は互いに関係しており、税制上、住宅の取得だけを優遇するのがよいのかとい

う議論があります。

二つ目は、車体課税の見直しです。平成三一年一〇月以降に新規に登録される自家用乗用車から、自動車税の税率が引き下げられることになりました。背景には、自動車の保有に対する課税から、利用に対する課税に移行してはどうかという問題意識があります。利用に対する課税の具体例としては、例えばガソリン消費への課税や道路利用料金の徴収などが考えられます。道路利用料金の徴収は、ICT技術を利用すれば十分に可能であり、現に、ロンドン、ストックホルム、ドイツの一部で実施されています。車体課税に関しては、そうした利用に対する課税にパラダイムシフトする可能性があると考えています。

(消費税増税を巡る誤解)

消費税の増税に関し多くの人が心配しているの

は、増税によって、消費の駆け込み需要と反動減が起こり、結果的に景気が後退するのではないかということなのです。実際、消費税の増税が景気後退の原因になったという批判がよくなされます。

しかし、私も財政学者は、消費税の増税は問題の原因でなく、むしろ、問題の結果であると考えています。それでは、何が消費税増税の真の原因であるのかと申しますと、社会保障費が増加し、財政状況が悪化していることです。

社会保障費の先行きを見るに当たって重要なのが、団塊世代が後期高齢者（七五歳）になる二〇二五年です。医療費や介護給付費は、七五歳以降、急激に増加するためです。それまでに、社会保障制度の改革を行わなければなりません。もう一つ重要なのが、団塊世代ジュニアが六五歳に到達する二〇四〇年です。彼らは、この年から年金を受け取り始め、医療や介護の分野でもニーズが

高まっています。

したがって、社会保障制度の改革は、今だけでなく、今世紀を通じて取り組んでいかなければならない課題に他なりません。

（何故消費税か？）

いや応なく財政ニーズが高まる中で、社会保険料の引き上げによって財源を確保することが考えられます。しかし、社会保険料を納付しているのは、ほとんどが若い現役世代です。このため、社会保険料の引き上げは、世代ごとに見ると極めて不公平です。また、社会保険料の引き上げによって可処分所得が低下しますので、人々の資産形成に対してもマイナスの影響を及ぼします。したがって、限界があると言わざるをえません。

法人税の増税や、所得税の増税に関しては、経

済のグローバル化、経済成長の低迷という環境の中、働くこと、投資することに課税を行うことにならざる、経済に対してマイナス効果が大き過ぎると言えます。

結果的に、高まる財政ニーズには、消費税の増税によって対応せざるをえません。消費段階で課税することによって、全ての世代が負担を分かち合うことが可能になります。経済成長へのマイナス効果も、投資に対して課税するよりも消費段階で課税する方が小さいと言えます。景気が悪くなるのは消費税率を引き上げた後の一瞬だけで、中長期的に見れば、社会保険料や法人税、所得税と比べ、消費税の方が経済成長との親和性が高いことは経済学の中ではよく知られています。

日本だけでなく、大陸ヨーロッパや北欧などの福祉国家も、消費税に軸足を移しているのが実情です。世界的に見て、消費税は増税される傾向に

あります。法人税や所得税の増税より、消費税の増税の方がましだということではないかと思えます。

二、資産・金融課税

(1) 格差の是正

(平成二七年の政府税調の論点整理)

以上を踏まえた上で、ここから、資産・金融課税を巡る議論に入っていきます。

平成二七年の政府税制調査会の論点整理において、今後の税制のあり方を検討するに当たって、資産課税のあり方を見直す必要があるとの問題提起がなされています。その背景にあるのは、経済社会の構造変化です。

バブル崩壊以降、三〇年近くが経過し、労働市場において大きな変化が起きています。特に、非

正規労働が増加し、若い人たちの経済力が乏しくなってきたいます。

高度成長期においては、社会的弱者とは高齢者に他なりませんでした。当時の高齢者は戦争世代で、戦争で人生を壊された人や財産を失った人が幾らでもいたわけです。他方、今の高齢者つまり団塊世代は、高度成長期を生きてきた勝ち組とも言うべき世代です。

逆に、今の若い人たちの中には、就職氷河期に大学を出たために、安定的な職に就けず、高い所得の伸びを期待することができない人がたくさんいます。その結果、結婚できず、子どもを持ってない人が増え、少子化が進むことになりました。少子化は、問題の原因ではなく結果なのです。若い人たちから見れば、子どもを持つことは大きなリスクを抱えることに他なりません。子育てにはお金がかかりますので、自分たちの生活が安定しな

い限り子どもを持つことは困難です。このことを踏まえ、政府税制調査会では、これから子どもを持つとうとしている若い人たちに光を当てる方向で議論をしてきました。

なお、念のために申し上げておきますと、最初から資産を狙い打ちして、課税しようとしているわけではありません。むしろ、以上で申し上げてきた経済社会環境の変化を踏まえますと、おのずから資産課税のあり方を見直さざるを得ないという結論に達するということです。資産課税には、金融所得課税や、ヨーロッパで議論されている富裕税などが含まれます。日本について申しますと、相続税や贈与税をどうするかが近々の課題として出てきます。さらにその先には、金融所得課税をどうするかが検討課題になります。

(格差の連鎖)

文部科学省の研究グループが「所得格差、資産格差が教育に与える影響」について調査した結果が、政府税制調査会で紹介されました。それによりますと、所得・資産の格差がそのまま学習機会の格差になっています。所得・資産が多い家では子どものためにお金を使う余地が生まれてくるためです。詳細は申し上げられませんが、教育経済学では、親の学歴と子どもの学歴はリンクする傾向があると言われています。これは、遺伝子の問題ではなく、むしろ学習機会の問題と言えます。

所得格差が学習機会の差につながり、それが次の世代の所得格差につながります。これが格差の連鎖であり、貧困の連鎖と言ってもよいかもしれません。ピケティが言っておりますように、一部の金持ちがさらに豊かになっていきます。まさ

に、The rich get richerです。このように、格差が世代を超えて連鎖していくことは非常に怖いことと言えます。

(経済の安定化に必要な格差の是正)

私は、決してナイーブな公平性を問題にしているわけではありません。所得の低い層は所得が低いままである一方、所得の高い層はリッチな生活を続けますと、長い目で見れば、格差の連鎖が社会の分断を生むこととなります。結果的に、社会の階級化につながり、社会のダイナミズムが損なわれます。それだけでなく、治安の悪化、ポピュリズムの台頭を招き、テロの温床にもなりかねません。社会はさまざまなリスクを抱えることとなります。

私たちが格差の問題に焦点を合わせて議論しているのは、モラルとしてだけでなく、経済の安定

化を図り、社会を持続させていくためにも、格差の是正が必要であると考えます。格差を是正することと、経済を安定的に成長させることは、決して矛盾するものではありません。経済学の標準的テキストでは、公平と効率の間にはトレードオフがあるとされています。格差の是正と成長の間にもトレードオフがあると考えられています。しかし、経験則から考えて、格差の是正と成長の間には意外と親和性があると言ってもよいのではないかと思います。

(2) 金融所得課税の強化？

(検討に当たっての課題)

以上を踏まえ、金融所得課税で具体的な対応を考えるとしますと、税率の引き上げなど、課税を強化することが考えられます。ただし、二つの課題があります。

一つ目は、冒頭でも申し上げたとおり、高い税率が貯蓄意欲あるいは投資意欲を損ね、若い世代の資産形成を阻害してはならないということです。

二つ目は、今あるお金を生きたお金にするため、ある程度のリスクを取って投資に振り向けてもらえるようにしなければならないということです。

これらの課題をどのようにクリアするかが重要になってきます。

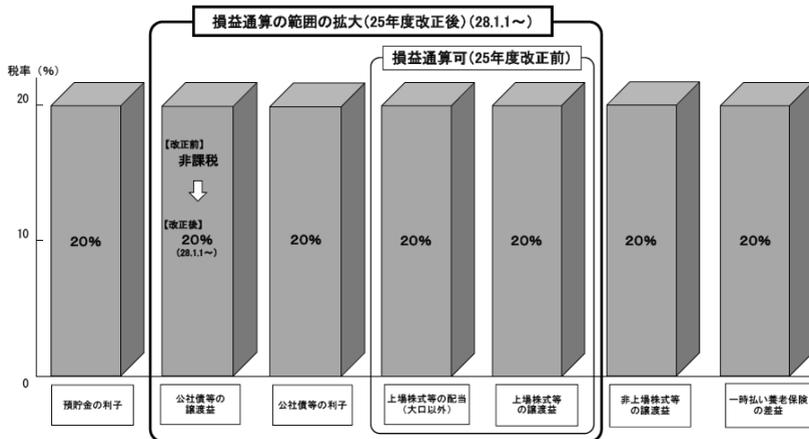
なお、平成三十一年度税制改正においては、金融所得課税の強化は、反対論が強かったことなどもあって早い段階で見送られました。

(損益通算の推進)

これに関連してよく言われるのが、どのように損益通算を進めるかということです。私が最初に

図表 1 金融所得課税の一体化

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



政府税制調査会に関わったのは、金融所得課税の一体化について議論が行われた金融小委員会に参加したことでした。

その際、参考にされたのが、スウェーデンなどで実施されている二元的所得税です。二元的所得税とは、所得を勤労所得と資本所得の二つに分け、資本所得については損益通算を認めて一体課税を行うものです。基本的な考え方は、配当であろうと、キャピタルゲインであろうと、利子所得であろうと、事業所得であろうと、全て損益通算の対象として取り扱おうとするものです。

ただし、日本ではそこまでの一体化は求めず、より狭い範囲の金融所得の中で一体化を進めることとされました(図表1)。まずは配当とキャピタルゲインが一体化され、その後、公社債の利子が一体化されるなど、一体化の幅が徐々に広がってきています。いまだに一体化が実現していない

のが預貯金の利子で、これが積年の課題です。

損益通算が重要なのは、人々にリスクテイクを促すためです。リスクを取って損失が生じたときに、減税など何らかの形で補償が行われないと、人々はリスクを取ろうとはしません。稼ぎが多いときに、たくさん税を取めるのは当然ですが、損失が生じたときは税が軽減されるようになっていなければならないのです。法人税はそうのように作られています。繰越欠損金の制度によって、今の損失は将来の税金から差し引かれることになっています。こうすることによって、リスクを取りやすくしているわけです。このような目配りをすることが、危険投資を促す上で極めて重要になります。

金融所得課税の強化に関連して、現在二〇%の税率を二五%に引き上げてはどうかという議論があります。その場合は、同時に、金融所得課税の

一体化を進めていかなければなりません。

これまで預貯金まで含めて金融所得課税の一体化が進まなかったのは、マイナンバーがなかったため、金融機関の口座の名寄せができなかったためです。その後、マイナンバー制度が導入され、新規の銀行口座に対してマイナンバーが付されるようになりました。これをうまく使うことで、預貯金利子、配当、キャピタルゲインなどを一体化することが可能になると考えられます。

(新規貯蓄への課税と既存の貯蓄への課税の区別)

私は先ほどから、金融所得課税の強化の議論をする一方、若い人の資産形成を阻害してはならないと申し上げてきました。一見、矛盾したことを言っているように聞こえるかもしれませんが。ここで重要なことは、新規貯蓄への課税と既存の貯蓄への課税を区別する必要があるということです

図表2 金融所得（資産）課税の改革

	課税	参考
新しい資本＝新規貯蓄 （資産形成）	年間一定額までの貯蓄について非課税枠 ✓ EETかTEEは納税者が選択？	勤労世代の資産形成を支援 ✓ 制度の整理が前提
	金融所得課税の一体化＝損益通算の拡大	リスクシェアによる危険投資の喚起 貯蓄から投資へ
古い資本＝既存の貯蓄	資産課税の強化 ✓ 所得税率の引き上げ(20% ⇒25%) 金融資産課税？	オランダ・ボックスタックス 金融資産のみなし収益率に対して課税(税率30%)

(図表2)。

新規貯蓄に対しては、それを促すように税制上の優遇措置を取ることが考えられます。これに関連して、しばしばEETあるいはTEEといった用語が使われます。これは、拠出、運用、取り崩しのどの段階で課税されるかを表しています。EETでは、拠出と運用の段階では非課税で、取り崩しの段階で課税されます。TEEでは、拠出の段階で課税される一方、運用と取り崩しの段階では非課税となります。両者に共通しているのは、運用段階では非課税ということであり、これが、これからの資産形成に対する税のあり方ということになります。

他方、既存の貯蓄に対しては、課税を強化していかざるを得ないと考えられます。

現在、わが国では資産の保有が高齢者に偏ってしまっています。このため、資産を生き金にする

図表3 オランダのボックスタックス

	対象	税率構造
ボックス1	勤労所得及び主たる住宅の所有に伴う所得 ✓ 給与、年金、事業収入、帰属家賃(居住用住宅)	税率は累進税率(国民社会保険料率を含む) ✓ 33.65%~52%
ボックス2	大口持分株式(発行済株式数の5%以上保有)からの資本所得	25%の比例税率
ボックス3	所得 貯蓄と投資から生じる所得 ✓ 銀行口座の預金残高、投資目的不動産、ボックス2所得以外の株式保有等を対象	年間平均純資産額の4%を課税所得とみなして課税 ✓ 税率は30% ⇒税率1.2%の金融資産税

ための一つ目の方法は、資産に課税してそれを再分配することです。所得の低い層の教育機会を増やし、ワーキングプアクラスの人たちの生活を支えるために、資産課税で得られた財源を活用することが考えられます。

資産を生き金にするための二つ目の方法は、危険投資を促すことです。これまでから「貯蓄から投資へ」のスローガンが掲げられ、リスク性資産への投資を通じて、新しい事業や企業にお金が流れやすくする取り組みがなされてきました。税制面からは、損益通算の範囲を拡大して、金融所得課税の一体化を進めることがこの目的に資することになります。

(オランダのボックスタックス)

ここで、オランダのボックスタックスの制度を取り上げます(図表3)。

オランダでは、所得が、ボックス1〜ボックス3までの三つの種類に分けられます。ボックス3には、貯蓄と投資から生じる所得が含まれていません。課税に当たっては、金融資産額の4%を課税所得とみなし、それに対して30%の税がかかります。四%の30%は一・二%ですから、事実上、一・二%の税率で金融資産課税を行うのと同じこととなります。

このような制度ができたのは、キャピタルゲインの取扱いと関係があります。キャピタルゲインに対する課税は、通常、金融資産を売却して利益が実現したときに初めて行われます。金融資産を手元を持っている限り、利益は含み益にとどまり課税は永遠に繰り延べられてしまいます。ボックス3は、既存の金融資産から一定割合の所得が発生していると割り切って、それに対して課税を行おうとするものと理解することができま

す。

金融資産に対する課税面の実務的な課題の一つが損益通算の範囲の拡大であるとしみますと、より根本的な課題は、含み益、つまり、実現しなかった所得に対してどのように課税するかということです。オランダの制度にはいろいろな問題があるようですが、根本的な課題に取り組むに当たっての一つのアイデアを提供しているように思います。

(担税力をどう測るか)

もう一つ、担税力をどう測るかという問題があります。担税力と言うとき、一般に、所得がそのメルクマールとされます。例えば、消費税が逆進的であると言われますが、これは、所得の低い人の方が、所得に占める消費税の割合が高いことを示しています。経済が成長し、どんどん豊かに

なっていく中では、所得こそが富の源泉であり、所得によって担税力を判断することは間違いではありません。

しかし、今やストックの時代になりました。例えば七〇歳以上の人の中には、多額の資産を持っている人がいます。しかし、その人たちの所得を見ますと、せいぜい二〇〇万円〜三〇〇万円の年金だけにとどまっているケースが多いように思います。それでは、所得が少ないこれらの人たちには担税力がないのでしょうか。所得が少なくても、多額の資産を持っている高齢者の存在を念頭に置いて、担税力をどう測るかをもう一度考え直した方がよいのではないかと思います。

社会保障においてこれと同様の問題が起きています。例えば、後期高齢者医療制度や介護保険制度において、自己負担は原則として一割とされていますが、例外的に、現役並みの所得のある人、

つまり働いている人は、二割〜三割の自己負担が求められます。問題は、働いておらず、したがって、所得は低いものの、多額の資産を持っている人を、他の高齢者と同様に扱ってもよいのか、それが本当に公平と言えるのかということです。

ここで申し上げたいのは、今後、資産を新たな担税力のメルクマールとして注目していく必要があるということ です。資産に対してどのように課税するかが課題になってきます。

（相続税と贈与税）

資産に対する課税としては、海外では富裕税があります。日本にはありませんので、当面、日本で使える税制は、金融所得課税と相続税・贈与税になります。

相続税は、親が亡くなったときに、子どもへの遺産の移転に対して課税されるものです。問題

は、相続する人が決して若くないことです。九〇歳で亡くなった人の子どもは、通常は、六〇歳を超えるぐらいになっているでしょう。経済学の教科書には、相続は、高齢世代から若い世代への資産の移転であると書かれています。しかし、相続する人が六〇歳を超えているようですと、相続は、老老移転に他なりません。

このような状態を改善するため、政府は、アメとムチの政策を打ってきました。

ムチは相続税の強化です。累進性を上げるとともに、課税最低限を引き下げました。前者はほとんど象徴的な措置だとしても、後者によって、相続税の課税対象者がかなり広がることになりました。このような相続税の強化は、高齢者から高齢者に移転される資金の一部を、政府が徴収して再分配に使うことを狙いとしています。なお、実際の相続税収はそれほど増えたわけではありません

ん。また、最近の税収増は、かなりの部分が景気の回復によるものです。

相続税の強化によって大きく変わったのは、相続税納税者の割合です。昔は一〇〇人が亡くなっても、課税対象になるのはせいぜい五人ぐらいと言われていましたが、最近では一〇〇人中八人ぐらいまで増えました。特に地価の高い東京で相続税の課税対象者が増加しています。

アメは、祖父から孫への資産の移転を促進しようとする政策です。具体的には、孫の教育のために使われる資金について、一五〇〇万円まで贈与税が非課税となりました。これから教育を受けようとする子どもに対して、早い段階で資産が移転されるよう税制面の恩典が付与されたわけです。その後、制度の見直しが行われ、豊かな人から豊かな人への移転にならないよう、贈与を受ける側の所得が一〇〇〇万円を超えている場合はこの制

度が使えないことになりました。

いずれにせよ、制度の狙いはお金の循環を促すことにあります。そのために、相続税を強化して再分配を進める、又は、早い段階での贈与を促すことによって若い人がお金を使いやすい環境を作るといった取り組みを進めてきたわけです。

三、これからの資産形成と税制

(資産形成の促進)

ここから、若い人に焦点を合わせて、これからの資産形成と税制についてお話しします。

政府税制調査会は、三〇歳代、四〇歳代の人たちの老後の生活を支えるため、これらの人々の自助努力を促すようなスキームを作ってきました。

近年、導入されたNISAやiDeCoは、資産形成のための受け皿になり得るものと考えられま

す。

このような取組みの裏側には、年金問題があります。今の学生が高齢者になるのは、今から四〇年後の二〇六〇年です。そのときに、年金制度が今のまま続いていると信じている人は誰もいないでしょう。それまでに、年金基金が枯渇すること避けられません。「年金一〇〇年安心」と言われますが、おそらく無理です。今後、公的年金の役割は否応なく縮小していきます。

急に年金制度が崩壊するようなことはないにせよ、所得代替率が徐々に落ちていくことは避けられません。公的年金だけで老後を支えられる時代は終わりますので、それに代る手段を提供する必要があります。そのためには、若い頃から資産形成を進め、老後のための資産を持てるようにしなければなりません。これからの社会を考える上で、若い頃からの資産形成を促すような税制が求

められています。

(分立する非課税貯蓄・投資枠)

それでは、資産形成を促進するに当たって、資産を取り巻く日本の周辺環境はどのようになっていくのでしょうか。

まず、年金制度が複雑過ぎることが挙げられます。iDeCo、NISA、DB、DC、財形貯蓄の他、厳密に年金と言ってよいかどうかはわかりませんが、個人年金保険もあります。NISAの中にも、積立NISAもあれば、一般のNISAもあります。これらは、拠出要件も、運用条件も、引き出し条件も異なっています。制度が複雑で難し過ぎるため、人々はこのような制度の活用への足を踏む可能性があります。

このように制度が複雑になった背景は、それぞれの制度の目的が異なるためではなく、むしろ、

各制度を所管している省庁が異なるためです。例えば、iDeCoは厚生労働省が、NISAは金融庁が所管しています。日本の縦割り行政を反映して、このような縦割りの制度ができています。すると、今の制度の複雑さを許容することはできません。行動経済学では、制度が複雑な場合、それだけで貯蓄しようとする誘因が阻害されると言われておりますので、今のような制度のあり方を直していく必要があります。

(何時課税するか)

次に、どのタイミングで課税するかという問題があります。先ほど申し上げましたように、EETか、TEEかということです。

カナダでは、EETのスキームとTEEのスキームがあります。アメリカでも、通常のIRAのようにEETのスキームと、Roth IRAと呼ば

れるT E Eのスキームがあります。日本の年金は、拠出時に社会保険料等控除が行われますので、原則的には全てE E Tです。ただし、公的年金等控除があり、年金受け取り時の課税は実際には行われなため、実際には日本はE E Eだとよく言われます。なお、N I S AはT E Eのスキームです。

このように、E E TとT E Eは、必ずしもどちらかでなければならぬというわけではありません。E E TかT E Eかは、個人が選べるようにしてもよいのではないのでしょうか。人々の中には、将来、税金を支払いたくないから、今、税金を納めようとする人もいれば、逆に、今は税金を納めないで、将来に繰り延べたいと考える人もいます。一種のタックスプランニングと言えるかもしれません。

ただし、E E TかT E Eかで、運用の仕方や拠

出の基準が異なりますと、制度が複雑になり過ぎてしまいます。日本でも、i D e C oとN I S Aは、E E TかT E Eかだけでなく、運用の仕方なども全く異なっているのが実情です。この辺りがある程度そろえた上で、今日の課税か将来の課税かを選択できるようにしますと利便性が高くなるはずです。この点をどうするかが今後の課題として残っています。

(資産形成の阻害要因—高い社会保険料)

若い人はなかなか資産形成ができない環境に置かれています。その背景には、若い人の社会保険料負担が大きいという事情があります。不思議なことに、日本では、消費税の増税には強い反発が起きる一方、社会保険料を引き上げてもあまり文句が出てきません。

しかし、社会保険料は、事実上、税金に他なり

ません。社会保険料を支払っても、必ずしもそれが自分に返ってくるわけではないからです。年金は、制度的には、六五歳まで四〇年間拠出していれば、満額がもらえると言われますが、満額の基準はそのときの状況によって変わります。このため、自分自身で貯蓄を行うのとは異なり、必ずしも確実な収益が見込めるわけではありません。医療に至っては、健康保険料の四割は高齢者に回ってしまい、その分は健康保険料を収めている人には返ってこないのです。

その意味で、税金の顔をしていない税金が確実に増えており、手取り賃金の伸びが抑えられる結果になっています。手取り賃金が伸びなければ、資産形成を増やすことも困難になります。高い社会保険料が資産形成を促進する上でのボトルネックになっているわけです。

以上のようなことから、社会保障の財源は消費

税の増税に拠らざるをえないことになります。もちろん消費税も若い人の生活を圧迫しないわけはありませんが、幅広い世代が負担しますので、社会保険料のように若い人だけに負担が集中するわけではありません。社会保障財源を消費税で賄い、広く負担を分かち合うことによって、若い人たちの可処分所得を増やすことができ、資産形成を促すことが可能になると考えられます。

(資産形成の阻害要因―金融資産と住宅)

もう一つ、金融資産と住宅の関係が問題になります(図表4)。資産には、株式や預貯金などの金融資産と実物資産があります。絵画・骨董品も立派な実物資産ですが、典型的な実物資産は住宅です。大部分の一般人にとって、最大の資産は実物資産である住宅です。

ここで、ポイントが二つあります。一つ目は、

図表4 金融資産と住宅

	金融資産	住宅
消費税	資産を取り崩し消費時に課税	購入時に課税(新築) ✓ 土地は非課税
所得税	収益(金利・配当、譲渡益)に課税 ✓ 非課税貯蓄枠あり	保有時に固定資産税で代替(?) = 帰属所得課税 ✓ 小規模住宅等に優遇措置 住宅ローン減税の優遇措置
相続税	課税	課税(優遇措置あり)

資産として住宅を持ちますと、金融資産の比重が下がりますが、果たしてそれによいのかということです。確かに、住宅を持っていけば、高齢になつたときにこれを売却し、小さ目のマンションに移つて、残つたお金で老後の生活を送ることができるかもしれません。仮に住宅からキャピタルゲインが望めるようであれば、住宅が資産形成に寄与することが可能になります。しかし、日本ではそうはなつていません。家は使っているうちに老朽化しますので、売却してもキャピタルゲインを得ることは困難です。

これに関連して、二つ目は、日本では、住宅の中古市場が整備されていないことです。海外では、リノベーションを行つて住宅の資産価値を高めた上、高い値段で売り抜けるようなことが行われています。その意味で、海外では、住宅が資産としての役割を果たしているとも言えますが、日

本では、とてもそのような状況にはありません。

にもかかわらず、日本人は、持ち家志向が強い
ため、とりあえず家を持つてしまうわけです。家
は持つていても売れませんので、不良債権とも言
うべき資産です。したがって、これ以上のリスク
を取る事ができません。結果的に、株式などの
リスク性資産にお金が回らないこととなります。
住宅ローンを抱えている人は、リスク性資産への
投資をしない傾向があることは、データからも裏
付けられています。

このため、若い人に老後のための資産形成の機
会を与えたとしても、お金はどうしても預貯金の
ような安全な資産にとどまってしまいがちです。
結果的に、十分な収益が稼げず、老後の生活の安
定につながらないという問題があります。

必要なことは、住宅を資産として活用できる状
況を作ることです。キャピタルゲインを稼げとま

では言いませんが、少なくとも、将来、必要なと
きに、住宅を売却して現金化できるようになれ
ば、住宅は、資産として金融資産と対等なもの
として位置付けることが可能になります。住宅を
持つていても、将来、売り抜けることができる
という安心感があれば、余ったお金を株式などのリ
スク性資産に振り向けることができるようになる
はずです。

(マクロで見ると日本は貯蓄過剰)

以上とは別の観点で、資産形成を進めること
と、日本が全体として貯蓄過剰の状態にあること
との関係をどのように考えるかという問題があり
ます。

確かに、稼いだお金が貯蓄され消費に回らない
と、デフレを助長することになります。しかし、
ここで問題にしているのは、お金が預貯金にとど

まったままで、リスクテイクをする方向に回っていかないことです。この結果、日本の場合、新たな産業やベンチャー企業が出てこないという問題が生じています。日本の開業率と廃業率は、世界と比べて非常に低くなっています。老舗が多いのはよいことかもしれませんが、これは産業の新陳代謝が悪いことを示しています。

私は、先ほど来、「貯蓄から投資へ」とか、「危険投資の喚起」といったことを申し上げてきました。株式など、リスクはあるが収益性の高い投資に、人々を誘導できないかということを上申してきましたわけです。このようなことを申しますと、しばしば、新しい企業も起きておらず、収益性の高い産業も見当たらない、少なくとも国内には投資先がないのではないかと言われます。しかし、資産が預貯金にとどまったままですと、経済にお金が回らず、さらにデフレ圧力が高まることにな

るという議論がありうるのではないのでしょうか。

最大の問題は、新しい投資先を開拓しなければならぬということです。若い人の資産形成は、投資に振り向けられる資金を生み出すものであり、資金のサプライサイドに関連しています。他方、そのような資金を需要する主体が存在しなければならず、こちらは資金のデマンドサイドに関連しています。

デマンドサイドでは、海外に投資してもよいのですが、日本の経済成長につなげていくためには、やはり国内に投資先があることが望ましいと考えられます。それでは、国内に有望な投資先があるのでしょうか。この点、新しい技術を使い、新しい商品を生み出すような中小企業を活性化することによって、デマンドサイドを整備し、資金需要を生み出していくことが重要になってきます。

デマンドサイドとサプライサイドをつなぐのは、資本市場であり銀行です。特に、マッチメーカーとして大きな役割を果たすことが期待されているのが地方銀行です。いわゆるリレーシヨシップ・バンキングへの取り組みも、このような問題意識を背景に行われてきたものだと思います。この他、証券会社やベンチャーキャピタルも、マッチメーカーの役割を果たすことができるでしょう。いずれにせよ、デマンドサイドとサプライサイドをつなぐマッチメーカーをきちんと作っていかねばなりません。

四、まとめ

今や、日本経済全体として大きなパラダイムシフトの時代を迎えています。平成が終わろうとする時期に当たって、いろいろな面で認識が変わら

なければなりません。

弱者の定義が変わり、今では、高齢者ではなく若い人の方が弱者と言うべき存在になっています。また、所得を稼ぎそれを使うのが中心のフローの時代から、今あるストックをどう有効活用するかが課題になるストックの時代が変わってきています。これは、シェアリングエコノミーにも通じています。自動車も家も、今あるものを活用してシェアする動きが広がっています。

資産に関して申しますと、若い人の資産形成をどう進めるか、形成された資産をどう有効活用するかが課題になります。これからは、労働でお金を稼ぐだけでなく、お金にお金を稼がせることが重要になってきます。これが若い人たちの老後を支えるとともに、これからの新しい産業を起こすことにもつながっていくことになります。

私の話は以上にさせていただきます。御清聴あ

りがとうございました。(拍手)

増井理事長 佐藤先生、資産形成と税制に関し、わかりやすく御説明いただきありがとうございます。ありがとうございました。

若干時間がございますので、御質問等があればお出しただけだと思います。

質問者 A とても明快な御説明をいただきありがとうございます。先生の御説明を伺い、根本的な問題は日本の少子高齢化にあると感じました。今後、さらに少子高齢化が進みますと、社会保険料をどんどん上げていかなければなりません。少子高齢化は、少子化と高齢化に因数分解することができます。今後は、少子化に光を当てて、二〇歳代〜四〇歳代の人たちへの課税のあり方について、国民的な議論をしていかなければならないように思います。この点に関連して、お聞かせいた

だけることはありますでしょうか。

佐藤 これから子どもを育てる世代、あるいは、今、子どもを育てている世代に対して、税制面から光を当てて考える必要はありません。

海外では、若い人たちに対する、いわゆる勤労税額控除などの仕組みが見られます。これは、税ではなく、むしろマイナスの課税、つまり給付を行うものです。単身世帯か子どもがいるかによって、給付金額が変わります。また、子どもの数によっても給付金額が変わります。給付の前提は、働いていること、又は仕事を探していることです。つまり、働いて家族を支える気持ちのある、所得の低い人たちに対して、生活を支援するための給付を行うものです。このような、給付制度があってもよいのではないかと思います。

この制度は、ベーシックインカムのお考え方に似ています。ただし、ベーシックインカムの場合

は、国民一人当たり、一律で例えば一〇〇万円を給付するという発想ですが、海外で行われている勤労税額控除は働いていることが前提になっています。

日本にはこのような制度がありません。日本で格差を是正しようとする時、意外と難しいところがあります。なぜなら手段がないからです。例えば、減税は、金持ちには歓迎されるかもしれませんが、所得税を納めていない人には関係がありません。生活保護も、若い人が受給することは困難です。若い人が窓口に行っても、「あなたは働けるでしょう」と言われて門前払いを食らいます。生活保護を受給しているのは、年金をもらえない高齢者や、事情があつて働けない障害者や母子家庭の方が多く、一般の人にはなじみのない制度になっています。年金は、もちろん高齢者しか受給できません。国土強靱化が叫ばれております

が、公共事業は地方が中心ですから、都会の人にあまり関係がありません。このように、今、日本には、若い人たちの格差を是正する手段があまりないのが実情です。

海外で行われている勤労税額控除は、若い人を支援する上で、あり得べき仕組みではないかと思えます。子どもを持ちやすい環境を作れば、子どもを持つことを選択する人の数も増えるでしょうから、少子化対策にもなっていくように思います。

さらに、社会保険料を含む公的な負担を、若い人から高齢者に移していく必要があります。なぜなら、今、若い人は、所得税や社会保険料など、多額の公的負担を担っているからです。他方、高齢者は、公的年金等控除を受けられるため、あまり税を支払っておりませんし、社会保険料もそれほど負担していません。

公的な負担を若い人から高齢者に移すことは、負担を全世代で引き受けようとするものに他ならず、決して不公平につながるものではありません。そのための方法の一つが、消費税へのシフトです。消費した場合、全ての人が消費税を支払いますので、消費税へのシフトを進めることによって、若い人に偏った負担の構造を変えていくことが可能になります。

増井理事長 その他に御質問はありますでしょうか。それでは、私の方から一つ伺います。

先生もおっしゃりましたように、理屈の上では、今後、高齢者により多くの負担を求めていくべきだと思いますが、現実問題としてはなかなか難しいところがあります。例えば、資産の保有に對して課税しますと、所得のあるなしに関わらず税を支払う必要が出てきますので、人によつては支払いが困難になる場合が出てくると思います。

固定資産税については、現にそうした問題が起きています。

このようなことを考えますと、高齢者を説得して負担増を求めていくことは、実際には非常に難しいことではないかと感じます。政府税制調査会でも、このことについていろいろと悩みながら議論されていると思いますが、先生はどのように考えておられますか。

佐藤 現実的な解と、奇抜な解があります。

現実的な解は消費税です。消費は、資産の取り崩しによるものも含め、手元にある現金を支出して行います。消費税は、消費を行ったときに消費額に応じて課税されます。このため、消費税は、高齢者にも負担を求めやすい税であると言えます。

もう一つは、奇策ともいえますが、死亡時精算課税です。今、固定資産税が大きな問題になって

います。現金がなくても、支払いを求められるからです。死亡時精算課税は、課税時には税の納付を求めず、税金債権として管理した上、納税者が死亡したときに一括して精算しようとするものです。納税者が死亡しますと、相続税がかかり、資産も売却することになるだろうから、そのときに税の未払い分を精算してもらえばよいという考え方です。ただし、他に借金があるかもしれませんので、民法上、どの債権の弁済を優先するのかについて整理する必要があります。

この他、高齢者に現金が支払われるとき、例えば、年金が支払われるときに、固定資産税分を源泉徴収するような方法もありうると思います。

税技術的には、これらを組み合わせることによって、所得のない高齢者に負担を求めていくことが可能になるのではないのでしょうか。もちろん、政治的に高齢者の負担増を実現できるかどうか

かは別の問題になります。

質問者B 貴重なお話を聞かせていただきありがとうございます。今日御説明からはやや離れますが、日本の財政のサステナビリティについては先生はどのようにお考えでしょうか。

私の勝手な理解ですと、日本では、財政法第五条に反して、事実上、日銀が国債を引き受けている状況にあります。先生は、先ほど、二〇五〇年、二〇六〇年を見据えて、新たな税制を構築しなければならぬとおっしゃりましたが、日本の財政はともそこまでもたないのではないかと思っています。この点について、先生はどのようにお考えでしょうか。

佐藤 昨年、私は何人かの研究者と共同で、財政破綻を前提として『財政破綻後』という本を出版しました。今の御質問に対する財政学者の答えは簡単で、日本の財政はサステナブルではないと

いうことです。時間の経過とともに、歳出と税収の差が広がっていく様子を指して、ワニの口と呼ばれることがあります。今のような歳出の伸びと税収の伸びを前提にしますと、ワニの口はどんどん広がっていきます。このままでは、いざれワニの口は外れてしまうことになるでしょう。国内で国債が消化し切れなくなるかもしれません。あるいは、日銀が国債の購入を拡大し、バランスシートを膨らませた結果、通貨不安が起きるかもしれません。

これまで政府は、二〇二〇年度までにプライマリーバランスを黒字化させることを目標として、財政改革に取り組んできました。しかし、昨年の「骨太の方針」で、目標時期が二〇二五年度まで五年間延長されることになりました。二〇二五年には団塊世代が後期高齢者になります。二〇二五年がラストチャンスであり、残された時間はあま

り多くありません。この間に、さらなる消費税率の引き上げや社会保障費の抑制などについて議論していかなければなりません。日本の財政は待つたなしの状態です。

増井理事長 まだ御質問はあるかもしれませんが、そろそろお時間ですので、このあたりで終わらせていただきたいと思います。

佐藤先生、今日は資産形成と税制について大変興味深いお話をいただきありがとうございます。
た。(拍手)

(さとう もとひろ) 一橋大学大学院経済学研究科教授
一橋大学国際・公共政策大学院教授

(本稿は、平成三十一年三月一二日に開催した講演会での講演の要旨を整理したものであり、文責は当研究所にある。)

資産形成と税制

佐藤主光氏

略歴

1992年一橋大学経済学部卒業、98年カナダ・クイーンズ大学で博士号（経済学）を取得、99年一橋大学経済学研究科に着任、

現在、同研究科教授、一橋大学社会科学高等研究院医療政策・経済研究センター長。専門は財政学・税制、政府税制調査会委員、

財政制度等審議会委員、内閣府経済財政一体改革推進委員会専門委員などを歴任。

2012年毎日エコノミスト賞受賞、2019年日本経済学会石川賞受賞。